

ひみふしきしんきんの現況

<< 2025年3月31日現在 >>



氷見伏木信用金庫

目 次

	ページ
ごあいさつ	1
経営理念	2
経営基本方針	2
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	3
(1) 事業の組織	3
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	3
(3) 会計監査人の氏名又は名称	4
(4) 事務所の名称及び所在地	4
2. 金庫の主要な事業の内容	5
3. 金庫の主要な事業に関する事項	6
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	6
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	7
①主要な業務の状況を示す指標	7
資金運用収支・役員取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率	7
業務純益	7
資金運用収支の内訳	8
利鞘	8
受取・支払利息の増減	8
利益率	8
②預金に関する指標	9
預金積金及び譲渡性預金平均残高	9
固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	9
③貸出金等に関する指標	9
貸出金平均残高	9
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	9
貸出金の担保別内訳	10
債務保証見返の担保別内訳	10
貸出金用途別残高	10
住宅ローン・消費者ローン残高	10
貸出金業種別内訳	11
預貸率	11
④有価証券に関する指標	12
商品有価証券の種類別の平均残高	12
有価証券の種類別の残存期間別の残高	12
有価証券の種類別の平均残高	12
預証率	12
4. 金庫の事業の運営に関する事項	13
内部管理体制	13
法令等遵守の体制	14
個人情報管理体制	14
金融A D R制度への対応	15
反社会的勢力対応の体制	15
不正取引の防止	16
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組	18
自己資本の充実の状況等について	20
<定性的な事項>	
自己資本調達手段の概要	20

自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
信用リスクに関する事項	20
・リスク管理の方針及び手続きの概要	20
・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	20
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
証券化エクスポージャーに関する事項	21
オペレーショナル・リスクに関する項目	21
・リスク管理の方針及び手続きの概要	21
・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	22
出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	22
金利リスクに関する事項	22
・リスク管理の方針及び手続きの概要	22
・金利リスクの算定手法の概要	23
自己資本の構成に関する事項	24
＜定量的な事項＞	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	25
(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	27
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	32
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	32
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	32
(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	33
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	33
(8) 金利リスクに関する事項	33
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	34
貸借対照表	34
損益計算書	40
剰余金処分計算書	40
会計監査人による監査	40
財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認	40
信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	41
有価証券の取得価格又は時価及び評価損益	42
金銭の信託	43
規則第102条第1項第5号に掲げる取引	43
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
貸出金償却の額	43
報酬体系について	44
6. 地域貢献に関する事項	45
地域貢献に関する情報開示	45
7. 総代会に関する事項	52
(1) 総代会の仕組み	52
(2) 総代候補者選考基準	53
(3) 総代とその選考基準	53
(4) 第82期通常総代会の決議事項	55
(5) 総代の氏名等	55
(6) 総代の属性等別構成比	55
手数料一覧	56
でんさいネット手数料一覧表	58
預金のご案内	59
融資のご案内	60
サービスのご案内	61
氷見伏木しんきんのあゆみ	62



ごあいさつ

皆さまには、平素より氷見伏木信用金庫に格別のご愛顧、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。ここに「ひみふしきしんきんの現況 2025」をお届けいたします。

2024年度の我が国経済は、円安を背景としたインバウンド需要の増加や、サービス消費を中心に経済活動の活性化が進み、賃上げが33年振りの高水準を実現するなど雇用・所得環境は改善し、大企業を中心とした設備投資の増加により、全体的に緩やかな回復基調を示しました。一方、地域経済においては、能登半島地震の影響から少子高齢化が一層進み、人手不足や後継者問題といった構造的な問題がより深刻化しております。

こうした中、当金庫は資金繰り支援にとどまらず経営改善や事業承継支援、各種補助金申請支援など顧客に寄り添った多面的なソリューションの提供に取り組んでまいりました。

3月、当金庫は、本店を移転新築のうえ3店舗を統合し新本店を拠点とした5店舗体制となりました。2025年度は、中期経営計画「地域・顧客との絆《ステージV》」の締めくくりの年です。スローガン「未来への第一歩を踏み出そう」のもと、この体制を将来に渡り盤石なものとするため、経営基盤の強化、人材の育成等、当金庫の様々な経営課題の解決を図るとともに、「取引先の支援」、「中心市街地の賑わい創出」など地域の活性化・持続的な発展に貢献してまいります。

これからも当金庫は、お客さまの経営課題に向き合い、お客さまとの「絆」を深め、地域とともに成長することを目指し、全力を傾注してまいります。

今後とも皆さまの格別のご厚情とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 太田 栄幸

■経営理念

わたしたちは
地域社会の繁栄を支え
安心して暮らせる社会を作るために
一人ひとりが誠実に仕事に取り組み
金融環境の変化にも揺るがない経営態勢のもと
地域から信用され頼られる信用金庫を創ります

■経営基本方針

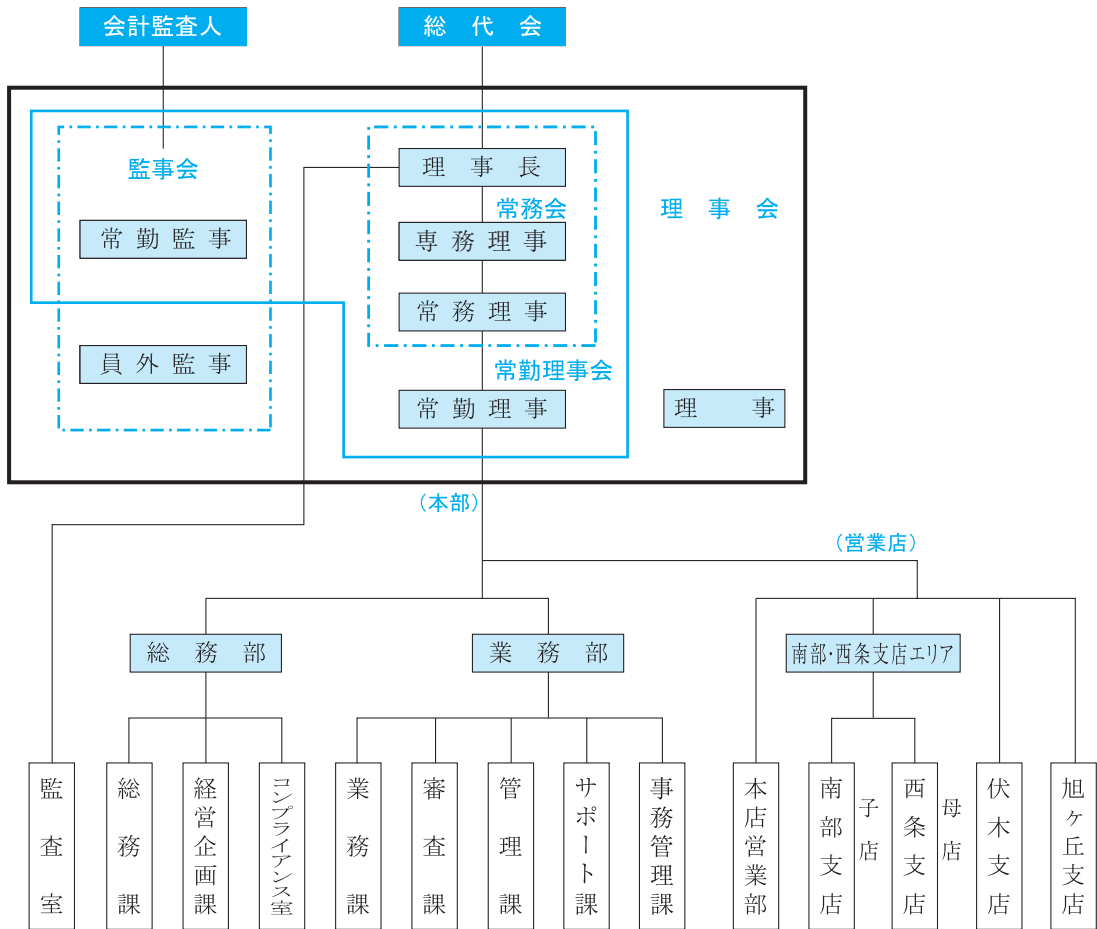
氷見伏木信用金庫経営基本方針

1. 当金庫は、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
2. 当金庫は、金融を通して、地域社会の繁栄に貢献します。
3. 当金庫は、お客様第一主義の経営に徹します。
4. 当金庫は、経営の効率化と堅実経営を追求します。
5. 当金庫は、地域から信頼される人材を育成します。

経営の自己責任原則の徹底と、地域で最も信頼され「存在感のある」信用金庫を目指します。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織



(2) 理事及び監事の氏名及び役職名

理事長 (代表理事)	おお 太	た 田	しげ 栄	ゆき 幸
常務理事 (代表理事)	にし 西	かわ 川	みね 峰	お 雄
常勤理事	き 喜	た 多	ひで 秀	き 樹
常勤理事	たか 高	た 田	まさ 雅	お 朗
理 事	ふじ 藤	い 井	たか 隆	たかし 隆
理 事	かき 垣	うち 内	ひろ 裕	ひろ 裕
理 事	わた 渡	なべ 邊	ぞう 三	ぞう 三
理 事	やま 山	もと 本	たか 貴	し 史
常勤監事	す 洲	ざき 崎	じつ 実	ひろ 宏
監 事 (員外監事)	しち 七	ぶ 分	ゆき 由紀	お 雄
監 事 (員外監事)	ひろ 廣	た 田	かず 一	のり 徳

(2025年6月末現在)

注1. 理事 渡邊一三、山本貴史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。

2. 監事 七分由紀雄、廣田一徳は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

(3) 会計監査人の氏名又は名称

河村公認会計士事務所 公認会計士 河村 拓栄氏 (2025年6月末現在)

(4) 事務所の名称及び所在地

■店舗一覧 (2025年6月末現在)

		T E L	F A X
本 店	氷見市中央町1番30号	0766 (72) 4141	0766 (74) 1176
南 部 支 店	氷見市伊勢大町2丁目14番2号	0766 (74) 1749	0766 (74) 1750
西 条 支 店	氷見市柳田字明神2964番地1	0766 (91) 6000	0766 (91) 6001
伏 木 支 店	高岡市伏木錦町8番25号	0766 (44) 0805	0766 (44) 0049
旭ヶ丘支店	高岡市江尻329番地	0766 (25) 3533	0766 (25) 3633
本 部	氷見市中央町1番30号	0766 (74) 4101	0766 (74) 4513

■店舗外キャッシュサービスコーナー (2025年6月末現在)

金沢医科大学氷見市民病院前	氷見市鞍川 1130
氷見プラファ共同	氷見市加納 484-1
吉久	高岡市吉久3丁目1番13号
氷見市役所	氷見市鞍川 1060

■営業地区

富山県全域

2. 金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 内国為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - ・ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - ・ 信金中央金庫
 - (9) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（（5）及び（14）に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法に定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況

金融業界は依然として厳しい経営環境にあります。当金庫は「堅実経営」を基本にきめ細やかなコンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の絶大なご支援を賜りました結果、2024年度の業績は下記のとおりとなりました。

■ 預 金

2024年度の預金残高は、年金振込み等の個人預金の受入れや金利上昇を機会とした積極的な預金キャンペーンによる増加により、期末で1,026億円（対前期末比51億22百万円の増加、増減率5.25%）となりました。

■ 融 資

貸出金では、消費の回復に加え、補助金を利用した設備投資への取組み、そして能登半島地震の復興に向けた補助金申請に伴う支援により、期末で264億円（対前期末比6億92百万円の増加、増減率2.69%）となりました。

■ 収 益

経常利益は、債権回収による与信コストの減少に伴う臨時収益の増加により、経常収益で95百万円増加し2億17百万円（対前期末比44百万円の増益、増減率25.79%）となりました。また、法人税及び税効果調整後の当期純利益は1億27百万円（対前期末比36百万円の増益、増減率40.45%）となりました。

(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況

■ 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	1,172	1,453	1,205	1,370	1,466
経常利益	171	159	258	173	217
当期純利益	137	42	170	90	127
出資総額	168	164	162	161	157
出資総口数（千口）	3,361	3,295	3,252	3,227	3,154
純資産額	9,689	8,942	7,632	7,292	5,612
総資産額	103,764	104,347	104,326	106,379	109,548
預金積金残高	91,402	93,199	94,862	97,542	102,664
貸出金残高	25,043	25,046	25,065	25,752	26,444
有価証券残高	47,701	47,997	52,037	49,901	49,438
単体自己資本比率	16.37%	16.91%	17.86%	18.13%	18.65%
出資に対する配当金 （出資1口当たり）	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数（人）	10	11	10	11	11
うち常勤役員数	5	6	5	6	5
職員数（人）	67	68	73	69	65
会員数（人）	5,954	5,641	5,547	5,469	5,316

(注) 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返りを含んでおりません。

(3) 直近の2事業年度における事業の状況

① 主要な業務の状況を示す指標

■ 資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	1,158,770	1,096,626
資金運用収益	1,170,279	1,171,273
資金調達費用	11,509	74,646
役務取引等収支	12,195	13,878
役務取引等収益	73,908	75,226
役務取引等費用	61,712	61,348
その他の業務収支	△ 114,538	△ 152,573
その他業務収益	119,044	42,529
その他業務費用	233,582	195,102
業務粗利益	1,056,427	957,931
業務粗利益率	0.98%	0.87%

- (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	204,258	58,666
実質業務純益	208,638	58,666
コア業務純益	329,023	225,281
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	234,903	225,281

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（%）	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	106,861	109,290	1,170	1,171	1.09	1.07
うち貸出金	25,142	25,945	328	352	1.30	1.35
うち預け金	29,030	30,405	12	57	0.04	0.18
うち有価証券	52,234	52,372	819	751	1.56	1.43
資金調達勘定	98,686	101,779	11	74	0.01	0.07
うち預金積金	97,524	100,890	8	72	0.00	0.07
うち借入金	1,126	864	2	1	0.19	0.20

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利 鞘

(単位：%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.09	1.07
資金調達原価率	0.86	0.95
総資金利鞘	0.22	0.12

■受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	23,293	85,711	109,005	10,834	△ 9,841	993
うち貸出金	4,623	2,346	6,969	8,737	15,128	23,865
うち預け金	△ 135	△ 1,032	△ 1,167	630	44,260	44,891
うち有価証券	19,559	83,827	103,386	2,170	△ 69,818	△ 67,648
支払利息	△ 413	1,876	1,461	△ 236	63,374	63,137
うち預金積金	112	1,819	1,932	301	63,317	63,618
うち借入金	△ 524	53	△ 470	△ 534	53	△ 481

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利益率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.16	0.19
総資産当期純利益率	0.08	0.11

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

② 預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	42,828	44,033
うち有利息預金	38,806	40,113
定期性預金	54,465	56,615
うち固定金利定期預金	52,636	54,929
うち変動金利定期預金	5	4
その他	231	241
計	97,524	100,890
譲渡性預金	—	—
合計	97,524	100,890

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	52,495	57,827
固定金利定期預金	52,490	57,824
変動金利定期預金	5	3

③ 貸出金等に関する指標

■ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
割引手形	199	125
手形貸付	2,011	1,931
証書貸付	22,025	23,043
当座貸越	905	844
合計	25,142	25,945

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	25,752	26,444
固定金利	19,715	20,715
変動金利	6,036	5,729

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	249	152
有価証券	3	1
動産	－	－
不動産	4,058	4,089
その他	－	－
計	4,311	4,243
信用保証協会・信用保険	6,940	6,933
保証	10,764	10,570
信用	3,733	4,697
合計	25,752	26,444

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
計	－	－
信用保証協会・信用保険	－	－
保証	0	0
信用	5	14
合計	6	15

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
		構成比%		構成比%
設備資金	12,095	46.9	12,015	45.4
運転資金	13,656	53.0	14,429	54.5
合計	25,752	100.0	26,444	100.0

■住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
住宅ローン残高	5,589	5,688
消費者ローン残高	1,563	1,522
合計	7,152	7,210

■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2023年度			業種区分	2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比		貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	72	2,445	9.4	製 造 業	69	2,322	8.7
農 業、林 業	11	67	0.2	農 業、林 業	9	46	0.1
漁 業	-	-	-	漁 業	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建 設 業	114	2,562	9.9	建 設 業	114	2,495	9.4
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-
情 報 通 信 業	1	20	0.0	情 報 通 信 業	1	18	0.0
運 輸 業、郵 便 業	21	1,297	5.0	運 輸 業、郵 便 業	20	1,272	4.8
卸 売 業、小 売 業	82	2,272	8.8	卸 売 業、小 売 業	77	2,025	7.6
金 融 業、保 険 業	4	1,105	4.2	金 融 業、保 険 業	5	1,605	6.0
不 動 産 業	30	2,552	9.9	不 動 産 業	30	2,426	9.1
物 品 賃 貸 業	1	1	0.0	物 品 賃 貸 業	1	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	3	38	0.1	学術研究、専門・技術サービス業	3	34	0.1
宿 泊 業	18	995	3.8	宿 泊 業	17	948	3.5
飲 食 業	50	386	1.4	飲 食 業	51	378	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	28	389	1.5	生活関連サービス業、娯楽業	27	437	1.6
教育、学習支援業	3	163	0.6	教育、学習支援業	2	141	0.5
医 療、福 祉	30	1,431	5.5	医 療、福 祉	28	1,629	6.1
その他のサービス	50	535	2.0	その他のサービス	49	511	1.9
小 計	518	16,265	63.1	小 計	503	16,294	61.6
国・地方公共団体等	3	2,334	9.0	国・地方公共団体等	3	2,939	11.1
個 人	1,578	7,152	27.7	個 人	1,535	7,210	27.2
合 計	2,099	25,752	100.0%	合 計	2,041	26,444	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期 末 預 貸 率	26.40	25.75
期 中 平 均 預 貸 率	25.78	25.71

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

④有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	2023年度	—	—	—	—	764	3,881	—	4,646
	2024年度	—	—	—	—	722	3,941	—	4,664
地方債	2023年度	—	—	829	—	—	581	—	1,411
	2024年度	—	—	—	—	—	774	—	774
社債	2023年度	101	820	813	4,971	6,401	12,362	2,525	27,996
	2024年度	—	498	3,732	2,342	8,009	11,495	2,516	28,595
株式	2023年度	—	—	—	—	—	—	66	66
	2024年度	—	—	—	—	—	—	68	68
外国証券	2023年度	99	1,697	772	387	971	9,723	—	13,652
	2024年度	499	1,191	675	662	925	9,224	—	13,178
その他の証券	2023年度	—	—	—	—	—	—	2,128	2,128
	2024年度	—	—	—	—	—	—	2,156	2,156

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

		2023年度	2024年度
国債	債	4,935	5,184
地方債	債	1,192	996
社債	債	30,260	29,996
株式		37	37
外国証券		13,667	14,132
その他の証券		2,140	2,024
合計		52,234	52,372

■預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預証率	51.15	48.15
期中平均預証率	53.56	51.91

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

4. 金庫の事業の運営に関する事項

内部管理体制

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づいて、業務の適正を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス室はコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会で検討を行い、理事会の承認を経て役職員の研修、指導を行っています。
 - ・監査室は監査計画に則り各部店に対し年に1回監査を実施しています。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議は、議事録を作成し適切に保存・管理しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ALM 委員会は、様々なリスクを総合的に管理し、適時に常勤理事会等に報告しています。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・理事会等は定期的を開催しています。
5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス担当者会議を定期的で開催、周知徹底を行っています。
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
7. 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
8. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ・監事は重要会議等への出席、重要書類の閲覧のほか、理事より報告を受けています。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・諸規程や規則に則り確保しています。
11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
 - ・当該年度に発生した費用は適切に処理しています。
12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監事は、当金庫の理事や職員のほか他の監事や会計監査人と意思疎通を図り監査の実効性を確保しています。

法令等遵守の体制

当金庫はコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、高い企業倫理と法令に則った経営に努めています。

- ①「法令等遵守に係る基本方針」を制定してその理念を金庫内に浸透させ、役職員全員で「氷見伏木信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」の徹底を図っております。
- ②コンプライアンス委員会を設置のうえ、各営業店にコンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの責任体制を構築することにより、金庫の公正な業務運営の維持を図っております。
- ③毎年度「コンプライアンスプログラム」を策定し、理事会の承認を受けて計画的にコンプライアンス態勢の強化を図っております。プログラムでは、各営業店における勉強会、担当者研修、役席研修を実施するようスケジュールとして定めてあります。コンプライアンス室は、法令等違反防止のための指導をしております。
- ④経営内容の積極的なディスクロージ（経営情報開示）とお取引先とのコミュニケーションの充実に努めております。
- ⑤お客様からの苦情については、コンプライアンス室が担当となって適切な対応を行ない、営業店に対しては今後の未然防止のための研修を行なっております。

個人情報管理体制

当金庫はお客様からの信頼を第一と考え、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」を定め、個人情報の適切な保護と利用ならびに個人データの安全管理措置を図っております。

①個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性、正確性の確保に努めております。

②個人情報の安全な管理について

情報資産の保護に関する業務を管理、統括する情報セキュリティ統括部門とその責任者として情報セキュリティ担当役員を設置しています。また、このほか各部署長が個人情報保護責任者となり、情報セキュリティ担当者を任命し、情報資産保護施策に関する事務、規程、方針等の遵守状況監視、周知、意識啓蒙に務める体制となっております。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット、ポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は4ページ参照）または総務部（電話：0766-74-4101）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

反社会的勢力対応の体制

当金庫では「法令等遵守に係る基本方針」に反社会的勢力の排除を掲げるとともに、次の方針を定めて不当要求の拒否、取引関係の遮断を実施する体制を備えております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

不正取引の防止

当金庫は、公正で適正な営業を行なうため、またお客様の大切な財産を不正行為から守るために、内部規程やマニュアルを定め、次の通り犯罪行為あるいは不正取引の防止に努めております。

- ①お客様とのお取引に対しては本人確認事務を徹底しております。
- ②キャッシュカードや通帳、印鑑の盗難や偽造などには、お客様の預金を守ることを第一とした対応をいたします。
- ③振込め詐欺や特殊詐欺等への防止に努め、またお客様に注意を呼び掛けます。
- ④不審な方や取引を見かけた際には、必要な確認作業をさせていただきます。
- ⑤インターネットバンキング取引において、ワンタイムパスワードによる認証方式の導入や不正操作防止用ソフトの無償配布など、不正取引防止に努めております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、コンプライアンス室を統括部署、統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程の策定、またこれらの基本方針・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の統括部署をコンプライアンス室とし、同室が関係する各部や営業店等と連携を図り、マネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、統括部署であるコンプライアンス室が営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、昭和4年（1929年）の創業以来、法令等を遵守し、90有余年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と受け継がれてきたのは、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念を基に、協同組織金融機関として社会的役割を全うすべく、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、中小企業経営力強化支援法の認定支援機関として以下のとおり積極的に取り組んでまいります。

ライフステージに応じた取引先企業の支援

- ・創業や新事業の展開または成長段階でさらなる発展が見込まれる企業には、信金ネットワークによるビジネスマッチングにより、販路拡大等をバックアップします。
- ・経営改善や事業再生が必要な企業には、認定支援機関として富山県中小企業活性化協議会等の外部機関や中小企業専門機関あるいは外部専門家（中小企業診断士、税理士等）との連携により、実効性のある経営改善計画の策定やフォローアップに努めます。
- ・中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進行しており、後継者問題に悩む企業が多くなってきていることから、外部機関や提携M&A会社と連携し事業承継を支援します。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下の態勢整備を図っております。

- ・営業店に「相談窓口」を設置、また本部業務部に「経営改善支援チーム」を設置し、営業店と本部が連携し、業務提携した中小企業診断士を交え、質の高いコンサルティング機能の発揮に努めています。
- ・職員の目利き能力向上のため、庫内研修や外部研修、また、取引先への中小企業診断士との同行訪問を実施しています。
- ・取引先企業の経営改善や事業再生にあたっては、積極的に外部機関との連携を図っています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ・本部経営改善支援チームと営業店の連携による経営改善支援先に対する計画のフォローアップ実施
- ・富山県中小企業活性化協議会等、外部機関との連携による経営改善、事業再生支援
- ・地域プラットフォーム加盟による事業者の経営課題解決のための専門家派遣
- ・とやま中小企業チャレンジファンドへの出資による中小企業への助成支援
- ・事業再構築補助金、ものづくり補助金等各種補助金の申請にかかる事業計画策定支援

4. 地域の活性化に関する取組状況

P 4 5 「地域貢献に関する事項」に詳細を記載しました。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

内 容	2024 年度
新規に無保証で融資した件数	344 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	47.32 %
保証契約を解除した件数	4 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件

6. 補助金申請支援への取組み

当金庫では、企業の付加価値向上を目的に、省エネルギー化や生産性の向上、人手不足への対応などに向けた設備投資に対し、補助金を活用した事業者支援に取り組んでいます。

また今年度は、能登半島地震の被災企業に対し、補助金を活用した復旧・復興支援に注力しています。

2024 年度採択実績

(単位：千円)

補助事業名	採択件数	交付決定額
新商品開発・販路開拓支援事業補助金	2	512
ASEAN 等海外市場開拓事業	1	58
業務改善助成金	21	26,460
事業再構築補助金	1	15,000
富山県なりわい再建支援補助金 ※	22	275,221
小規模事業者持続化補助金【災害支援枠】 ※	67	95,124
合 計	114	412,377

※能登半島地震関連

自己資本の充実の状況等について

<定性的な事項>

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、157百万円となります。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、内部留保により自己資本を充実させ、国内基準の4%を大きく上回り、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■信用リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化により、貸出金等の元本や利息が回収困難となり、損失を被るリスクのことです。債務者の業況が変化した段階で経営改善計画に基づいて、適切な経営指導等により債務者の財務内容の改善に取り組んでいます。貸出金の審査内容を充実させるため、融資事務取扱規程、不動産担保評価基準に基づいて厳正に与信判断が運営される体制をとっております。

大口与信先や問題債権与信先等の信用リスクについては、定義を定め、常勤理事会や理事会に報告・協議をする態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受け適正に計上しております。

・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)日本格付研究所 (JCR)

(株)格付投資情報センター (R&I)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法です。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業内容、経営者の資質等さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の運営姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規程や不動産担保評価基準に基づいて、適切な事務取扱いと適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、各種契約書等に基づき、法的に有効である旨の確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当ございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

■オペレーショナル・リスクに関する項目

・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針・規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスクについては、「事務リスク管理要領」に基づき、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備やその遵守に心掛け、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務能力の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

その他リスクとしては、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクがあり、当金庫では苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法を採用しております。

■出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、価格変動に伴う予想損失額を時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスク管理部門やALM委員会において管理し、定期的に経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式、子会社、政策投資株式、その他ベンチャー・ファンドまたは投資事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っており、その状況についても適宜、経営陣へ報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適切な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫においては、金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しております。そのため定期的にリスク量の評価、計測を行い、自己資本に見合っているか等を適宜確認しております。定期的にALM委員会で協議検討し、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

IRRBB、100BPVを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定範囲を超えることが想定される場合には、ALM委員会での検討後、常勤理事会に諮り対応を協議することとしております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しALM委員会に報告しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

・金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算定方法の変動はありません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の重要性テスト（ Δ EVE / 自己資本の額）の結果は、自己資本の 20% を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

(2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

当金庫では、国内金利 100BPV 上昇時の銀行勘定全体の金利リスク量により金利リスクを管理しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

統合的リスク管理では、100BPV で計測される銀行勘定の金利リスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象や、シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

経営の健全性をあらわす
自己資本比率は **18.65%** と引続き高い水準を
堅持しました。

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。

氷見伏木信用金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に（4.66倍）上回っており、経営体質の健全性が維持されていることを示しております。

当金庫の自己資本比率が高いのは、業容拡大の過程において、利益金の中から将来のために、着実に自己資本を積み上げてきた結果によるものです。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円・%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,889	9,007
うち、出資金及び資金剰余金の額	161	157
うち、利益剰余金の額	8,733	8,855
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	-	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	48
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	48
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,953	9,055
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	11
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	11
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11	11
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	8,941	9,044

項 目	2023年度	2024年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,186	46,531
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	2,132	1,947
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	49,319	48,479
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	18.13%	18.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

<定量的な事項>

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	47,186	1,887	46,531	1,861
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	47,186	1,887	46,531	1,861
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,761	70	2,832	113
国際開発銀行向け	40	1	40	1
地方公共団体金融機構向け	28	1	18	0
我が国の政府関係機関向け	284	11	323	12
地方三公社向け	39	1	11	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,185	207	4,093	163
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			622	24
カバード・債券向け			-	-
法人等向け	22,335	893	17,702	708
中小企業等向け及び個人向け	3,477	139		
中堅中小企業等向け及び個人向け			1,663	66
トランザクター向け			115	4
抵当権付住宅ローン	318	12		
不動産取得等事業向け	806	32		
不動産関連向け			3,792	151
自己居住用不動産等向け			1,681	67
賃貸用不動産向け			760	30
事業用不動産関連向け			1,062	42
その他不動産関連向け			2	0
ADC 向け			285	11
劣後債権及びその他資本性証券等			4,704	188
三月以上延滞等	139	5		
延滞等向け			492	19
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			55	2
取立未済手形	4	0	3	0

		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	信用保証協会等による保証付	309	12	290	11
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
	出資等	2,062	82		
	出資等のエクスポージャー	2,062	82		
	重要な出資のエクスポージャー	-	-		
	株式等			37	1
	上記以外	10,392	415	10,468	418
	重要な出資のエクスポージャー			-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,250	250	6,250	250
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	522	20	522	20
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	47	1	45	1
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			-	-
	上記以外のエクスポージャー	3,572	142	3,650	146
	②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
	証券化				
	STC 要件適用分	-	-	-	-
	非 STC 要件適用分	-	-		
	短期 STC 要件適用分			-	-
	不良債権証券化適用分			-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-
	再証券化	-	-	-	-
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
	ルック・スルー方式	-	-	-	-
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
	④未決済取引			-	-
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	2,132	85	1,947	77
	BI			1,298	
	BIC			155	
ハ.	単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	49,319	1,972	48,479	1,939

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額 (単体自己資本比率の分母の額) × 4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						三月以上 延滞エ クスポ ージャー	延滞エ クスポ ージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	94,811	100,634	25,771	27,108	35,230	36,966	732	1,495
国外	14,209	13,809	-	-	14,209	13,809	-	-
地域別合計	109,021	114,443	25,771	27,108	49,440	50,776	732	1,495
製造業	9,015	8,829	2,511	2,425	6,503	6,404	121	487
農業、林業	79	58	79	58	-	-	-	-
漁業	0	0	0	0	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3,079	3,644	2,879	2,905	200	739	56	63
電気・ガス・熱供給・水道業	8,481	8,990	1	0	8,480	8,990	-	-
情報通信業	1,833	1,832	20	18	1,800	1,800	-	-
運輸業、郵便業	8,051	8,577	1,299	1,283	6,740	7,283	-	15
卸売業、小売業	4,594	4,426	2,392	2,224	2,202	2,202	327	255
金融業、保険業	45,242	47,199	1,106	1,626	14,796	14,889	-	-
不動産業	5,993	5,871	2,590	2,467	1,404	1,404	29	121
物品賃貸業	1	0	1	0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	357	357	57	57	300	300	-	-
宿泊業	1,012	964	1,012	964	-	-	92	113
飲食業	535	521	535	521	-	-	21	20
生活関連サービス業、娯楽業	628	576	528	576	100	-	9	100
教育、学習支援業	163	141	163	141	-	-	-	-
医療、福祉	1,552	1,751	1,552	1,751	-	-	-	83
その他のサービス	671	1,026	659	653	-	360	-	81
国・地方公共団体等	9,248	9,343	2,335	2,940	6,912	6,402	-	-
個人	6,044	6,490	6,044	6,490	-	-	73	152
その他	2,433	3,839	-	0	-	-	-	-
業種別合計	109,021	114,443	25,771	27,108	49,440	50,776	732	1,495
1年以下	28,511	20,354	4,873	4,611	200	499		
1年超3年以下	4,968	5,803	2,440	2,042	2,503	1,701		
3年超5年以下	4,662	6,874	2,114	2,186	2,401	4,533		
5年超7年以下	8,001	6,428	2,544	3,225	5,436	3,198		
7年超10年以下	12,493	15,417	4,279	4,938	8,183	10,393		
10年超	37,602	38,462	9,451	9,834	28,115	27,849		
期間の定めのないもの	12,781	21,104	68	270	2,600	2,600		
残存期間別合計	109,021	114,443	25,771	27,108	49,440	50,776		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	59	63	－	59	63
	2024年度	63	48	－	63	48
個別貸倒引当金	2023年度	976	981	14	962	981
	2024年度	981	815	5	976	815
合 計	2023年度	1,035	1,045	14	1,021	1,045
	2024年度	1,045	863	5	1,040	863

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

2023年度

(単位：百万円) 2024年度

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却		個別貸倒引当金		貸出金償却
	当期増加額	期末残高			当期増加額	期末残高	
製 造 業	3	202	－	製 造 業	35	238	－
農 業、林 業	－	－	－	農 業、林 業	－	－	－
漁 業	－	－	－	漁 業	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
建 設 業	△ 15	28	－	建 設 業	△ 0	27	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	情 報 通 信 業	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	－	－	－	運 輸 業、郵 便 業	－	－	－
卸 売 業、小 売 業	△ 38	355	－	卸 売 業、小 売 業	△ 169	186	－
金 融 業、保 険 業	－	－	－	金 融 業、保 険 業	－	－	－
不 動 産 業	2	43	－	不 動 産 業	△ 20	23	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	物 品 賃 貸 業	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－
宿 泊 業	27	106	－	宿 泊 業	△ 7	99	－
飲 食 業	△ 2	20	－	飲 食 業	△ 2	17	－
生活関連サービス業、娯楽業	0	64	－	生活関連サービス業、娯楽業	△ 0	63	－
教育、学習支援業	－	－	－	教育、学習支援業	－	－	－
医 療、福 祉	△ 1	52	－	医 療、福 祉	△ 1	51	－
その他のサービス	17	61	－	その他のサービス	0	61	－
国・地方公共団体等	－	－	－	国・地方公共団体等	－	－	－
個 人	10	45	－	個 人	1	46	－
合 計	5	981	－	合 計	△ 166	815	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2,150	－	2,150	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,175	－	19,175	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,770	2	3,770	0	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	8,709	－	8,709	－	2,832	33
国際開発銀行向け	200	－	200	－	40	20
地方公共団体金融機構向け	183	－	183	－	18	10
我が国の政府関係機関向け	2,936	－	2,936	－	323	11
地方三公社向け	58	－	58	－	11	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20,166	－	20,166	－	4,093	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,811	－	2,811	－	622	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	31,443	645	31,187	61	17,702	57
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,439	5,644	3,252	366	1,663	46
トランザクター向け	－	4,812	－	301	115	38
不動産関連向け	5,839	－	5,823	－	3,792	65
自己居住用不動産等向け	4,426	－	4,413	－	1,681	38
賃貸用不動産向け	506	－	506	－	760	150
事業用不動産関連向け	710	－	708	－	1,062	150
その他不動産関連向け	4	－	4	－	2	56
A D C向け	190	－	190	－	285	150
劣後債権及びその他資本性証券等	4,704	－	4,704	－	4,704	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	492	6	492	0	492	100
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	66	－	66	－	55	84
取立未済手形	18	－	18	－	3	20
信用保証協会等による保証付	2,900	3	2,900	0	290	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	37	－	37	－	37	100
合 計					36,063	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと
並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	2,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,175	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,770	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	7,709	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	183	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,635	-	301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	19,566	-	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,211	-	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	4,763	-	-	-	-	-	-	-	-	15,675	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	240	162	436	-	-	-	172	-	-	174	-	4,140	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	240	162	436	-	-	-	172	-	-	174	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,140	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	148	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	2,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25,096	5,720	-	25,148	162	8,746	-	-	-	172	-	301	16,997	-	4,140	-	-

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと
並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,150
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,175
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,770
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,709
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	183
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,936
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,166
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,811
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	2,802	-	7,746	-	-	260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,248
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	2,503	-	-	-	-	815	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,619
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
不動産関連向け	3,101	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,405	-	-	-	-	5,823
自己居住用不動産等向け	3,101	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,413
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	506	-	-	-	-	506
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	708	-	-	-	-	708
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	190	-	-	-	-	190
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,704	-	-	-	-	4,704
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	186	-	-	-	-	158	-	-	-	-	493
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,900
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	-	-	37
合計	3,101	5,431	-	7,746	-	-	1,328	-	-	-	-	6,268	37	-	-	-	106,264

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	16,166
10%	—	5,528
20%	2,989	34,963
35%	—	922
50%	21,679	599
75%	—	3,392
100%	5,308	14,933
150%	—	19
250%	—	2,518
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	29,976	79,044

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	68,145	900	10%	68,226
40%～70%	18,970	4,021	10%	19,188
75%	4,281	679	11%	4,151
80%	—	—	—	—
85%	7,882	643	11%	7,687
90%～100%	5,414	54	10%	5,413
105%～130%	—	—	—	—
150%	1,562	3	10%	1,560
250%	37	—	—	37
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	106,294	6,302	10%	106,264

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	334	368	3,095	5,071	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	40	40	42	42
非上場株式等	574	574	574	574
合計	615	615	616	616

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	29	30

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,634	4,728	270	172
2	下方パラレルシフト	0	0	0	65
3	スティープ化	3,624	3,713		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大化	4,634	4,728	270	172
8	自己資本の額	当期末 9,044		前期末 8,941	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資 産	金 額		負 債	金 額	
	2023年度	2024年度		2023年度	2024年度
現 金	1,291	2,150	預 金 積 金	97,542	102,664
預 け 金	28,816	30,160	当 座 預 金	1,653	1,463
買入金銭債権	56	35	普 通 預 金	41,110	40,849
有 価 証 券	49,901	49,438	貯 蓄 預 金	235	222
国 債	4,646	4,664	定 期 預 金	52,495	57,827
地 方 債	1,411	774	定 期 積 金	1,698	1,697
社 債	27,996	28,595	そ の 他 の 預 金	349	603
株 式	66	68	借 用 金	973	712
その他の証券	15,780	15,335	そ の 他 負 債	165	199
貸 出 金	25,752	26,444	未 決 済 為 替 借	46	26
割 引 手 形	226	83	未 払 費 用	31	67
手 形 貸 付	1,989	1,927	給 付 補 填 備 金	0	0
証 書 貸 付	22,505	23,572	未 払 法 人 税 等	33	27
当 座 貸 越	1,031	860	前 受 収 益	11	15
そ の 他 資 産	748	833	払 戻 未 済 金	1	3
未 決 済 為 替 貸	24	18	払 戻 未 済 持 分	3	3
信 金 中 金 出 資 金	522	522	リ ー ス 債 務	29	15
前 払 費 用	-	-	そ の 他 の 負 債	7	39
未 収 収 益	169	207	賞 与 引 当 金	24	24
そ の 他 の 資 産	31	85	退 職 給 付 引 当 金	322	304
有 形 固 定 資 産	828	1,318	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53	22
建 物	75	755	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5	5
土 地	417	347	偶 発 損 失 引 当 金	-	3
リ ー ス 資 産	29	15	繰 延 税 金 負 債	-	-
建 設 仮 勘 定	233	-	債 務 保 証	6	15
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	72	200	負 債 の 部 合 計	99,093	103,951
無 形 固 定 資 産	11	11	(純資産の部)		
ソ フ ト ウ ェ ア	8	10	出 資 金	161	157
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	1	普 通 出 資 金	161	157
繰 延 税 金 資 産	18	18	利 益 剰 余 金	8,733	8,855
債 務 保 証 見 返	6	15	利 益 準 備 金	162	161
貸 倒 引 当 金	△ 1,045	△ 863	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,570	8,694
(うち個別貸倒引当金)	(△ 981)	(△ 815)	特 別 積 立 金	7,400	7,400
			(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	850	850
			当 期 未 処 分 剰 余 金	1,170	1,294
			処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 1
			会 員 勘 定 合 計	8,893	9,012
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,601	△ 3,400
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,601	△ 3,400
			純 資 産 の 部 合 計	7,292	5,612
資 産 の 部 合 計	106,386	109,563	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	106,386	109,563

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年
 そ の 他 3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は282百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 | 0.0665%（2024年3月31日現在） |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 863百万円
（うちグループピング適用先に係る引当金 18百万円）
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定にお

る貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 22 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 903 百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 2 百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	641 百万円
危険債権額	850 百万円
三月以上延滞債権額	0 円
貸出条件緩和債権額	2 百万円
合計額	1,494 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は83百万円であります。
20. 担保に供している資産は次の通りであります。

担保に供している資産	
預け金	5,000 百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	712 百万円

上記のほか、日本銀行歳入代理店契約、為替決済取引の担保として、有価証券294百万円、預け金2,000百万円を差し入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額 1,791 円 27 銭
22. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備してしております。
これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理してしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従って行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、4,634百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金・預け金および借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.3. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	30,160	30,168	8
(2) 有価証券	49,386	48,430	△ 955
満期保有目的の債券	8,009	7,053	△ 955
其他有価証券	41,376	41,376	-
(3) 貸出金	26,444		
貸倒引当金（*1）	△ 863		
	25,581	25,797	216
金融資産計	105,128	104,397	△ 731
(1) 預金積金	102,664	102,676	11
(2) 借入金	712	703	△ 9
金融負債計	103,377	103,379	2

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については固定金利であることから、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
その他の証券(*2)	25
合 計	51

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) その他の証券は、有限責任事業組合出資であり、その組合財産は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,099	1,167	67
	小 計	1,099	1,167	67
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	6,910	5,886	△1,023
	小 計	6,910	5,886	△1,023
合 計		8,009	7,053	△955

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	42	11	30
	債 券	2,797	2,728	68
	国 債	722	697	24
	社 債	2,074	2,031	43
	その他	2,531	2,398	132
	小 計	5,371	5,138	232
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	31,236	34,238	△ 3,001
	国 債	3,941	4,674	△ 732
	地方債	774	830	△ 55
	社 債	26,520	28,732	△ 2,212
	その他	4,769	5,400	△ 630
	小 計	36,005	39,638	△ 3,632
合 計		41,376	44,776	△ 3,400

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	1,837	28	194
地方債	820	20	-
社 債	799	7	12
その他	217	-	182
合 計	1,837	28	194

26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,287百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,298百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	14百万円
貸倒引当金	252百万円
退職給付引当金	84百万円
賞与引当金	6百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	421百万円
評価性引当額	△ 403百万円
繰延税金資産合計	18百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.09%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.78%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

28. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	-百万円
契約負債	-百万円

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2023年度	2024年度
経 常 収 益	1,370	1,466
資金運用収益	1,170	1,171
貸出金利息	328	352
預け金利息	12	57
有価証券利息配当金	819	751
その他の受入利息	9	9
役務取引等収益	73	75
受入為替手数料	34	34
その他の役務収益	39	41
その他業務収益	119	42
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	113	28
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	5	14
その他経常収益	7	177
貸倒引当金戻入益	-	177
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	7	0
経 常 費 用	1,197	1,248
資金調達費用	11	74
預金利息	8	71
給付補填備金繰入額	0	0
借入金利息	2	1
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	61	61
支払為替手数料	13	13
その他の役務費用	47	47
その他業務費用	233	195
国債等債券売却損	128	194
国債等債券償却	105	-
その他の業務費用	0	0
経 費	858	912
人件費	506	489
物件費	318	373
税金	33	49
その他経常費用	32	4
貸倒引当金繰入額	24	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
その他の経常費用	8	4

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2023年度	2024年度
経 常 利 益	173	217
特 別 損 失	29	68
固定資産処分損	29	26
減損損失	-	41
税引前当期純利益	143	149
法人税、住民税及び事業税	47	21
法人税等調整額	4	0
当期純利益	90	127
繰越金（当期首残高）	1,079	1,166
当期末処分剰余金	1,170	1,294

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額 39円67銭
 3. 当期において、以下の資産について、地価の継続的な下落並びに営業店キャッシュフローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額41,592千円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
氷見市内	営業用店舗	土地	39,192千円
		建物	2,399千円

当金庫の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店毎をグルーピングの単位としております。また、本部については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等から処分見込額を控除して算定しております。
 4. 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、75,226千円であります。

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	1,170	1,294
繰越金（当期首残高）	1,079	1,166
当期純利益	90	127
利益準備金取崩額	1	3
剰余金処分額	4	4
出資に対する配当金	4	4
繰越金（当期末残高）	1,166	1,293

■会計監査人による監査

2023年度及び2024年度の計算書類は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、河村公認会計士事務所 公認会計士 河村 拓栄 氏の監査を受けております。

■財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年6月19日

氷見伏木信用金庫

理事長 太田 栄 幸

■信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

	2023 年度	2024 年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	817	641
危険債権	743	850
要管理債権	2	2
三月以上延滞債権額	-	-
貸出条件緩和債権額	2	2
小計（A）	1,563	1,494
保全額（B）	1,449	1,383
個別貸倒引当金（C）	981	815
一般貸倒引当金（D）	0	1
担保・保証等（E）	466	567
保全率（B）／（A）（％）	92.68%	92.57%
引当率（（C）＋（D））／（（A）－（E））（％）	89.57%	88.03%
正常債権（F）	24,208	24,985
総与信残高（A）＋（F）	25,771	26,480

- （注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金（C）」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金（D）」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当た額を記載しております。
8. 「担保・保証等（E）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権（F）」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

■有価証券の取得価格又は時価及び評価損益

売買目的有価証券

該当する残高はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	2,109	2,261	151	1,099	1,167	67
	小計	2,109	2,261	151	1,099	1,167	67
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	5,500	5,050	△ 449	6,910	5,886	△ 1,023
	小計	5,500	5,050	△ 449	6,910	5,886	△ 1,023
合計		7,609	7,311	△ 298	8,009	7,053	△ 955

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40	11	29	42	11	30
	債券	8,259	7,975	284	2,797	2,728	68
	国債	764	697	66	722	697	24
	地方債	1,132	1,092	39	—	—	—
	社債	6,362	6,184	177	2,074	2,031	43
	その他	2,707	2,598	108	2,531	2,398	132
	小計	11,006	10,585	421	5,371	5,138	232
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	25,794	27,255	△ 1,461	31,236	34,238	△ 3,001
	国債	3,881	4,243	△ 361	3,941	4,674	△ 732
	地方債	278	278	△ 0	774	830	△ 55
	社債	21,633	22,733	△ 1,100	26,520	28,732	△ 2,212
	その他	5,439	6,000	△ 561	4,769	5,400	△ 630
	小計	31,233	33,256	△ 2,023	36,005	39,638	△ 3,632
合計		42,239	43,841	△ 1,601	41,376	44,776	△ 3,400

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等はありません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	26	26
そ の 他 の 証 券	25	25
合 計	51	51

■金銭の信託

該当する残高はございません。

■規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

該当する残高はございません。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌 28 ページに掲載しております。

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却 額	－	－

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	56 百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」44百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重大な影響を与える者をいいます。なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

6. 地域貢献に関する事項

■地域貢献に関する情報開示

氷見伏木信用金庫と地域社会

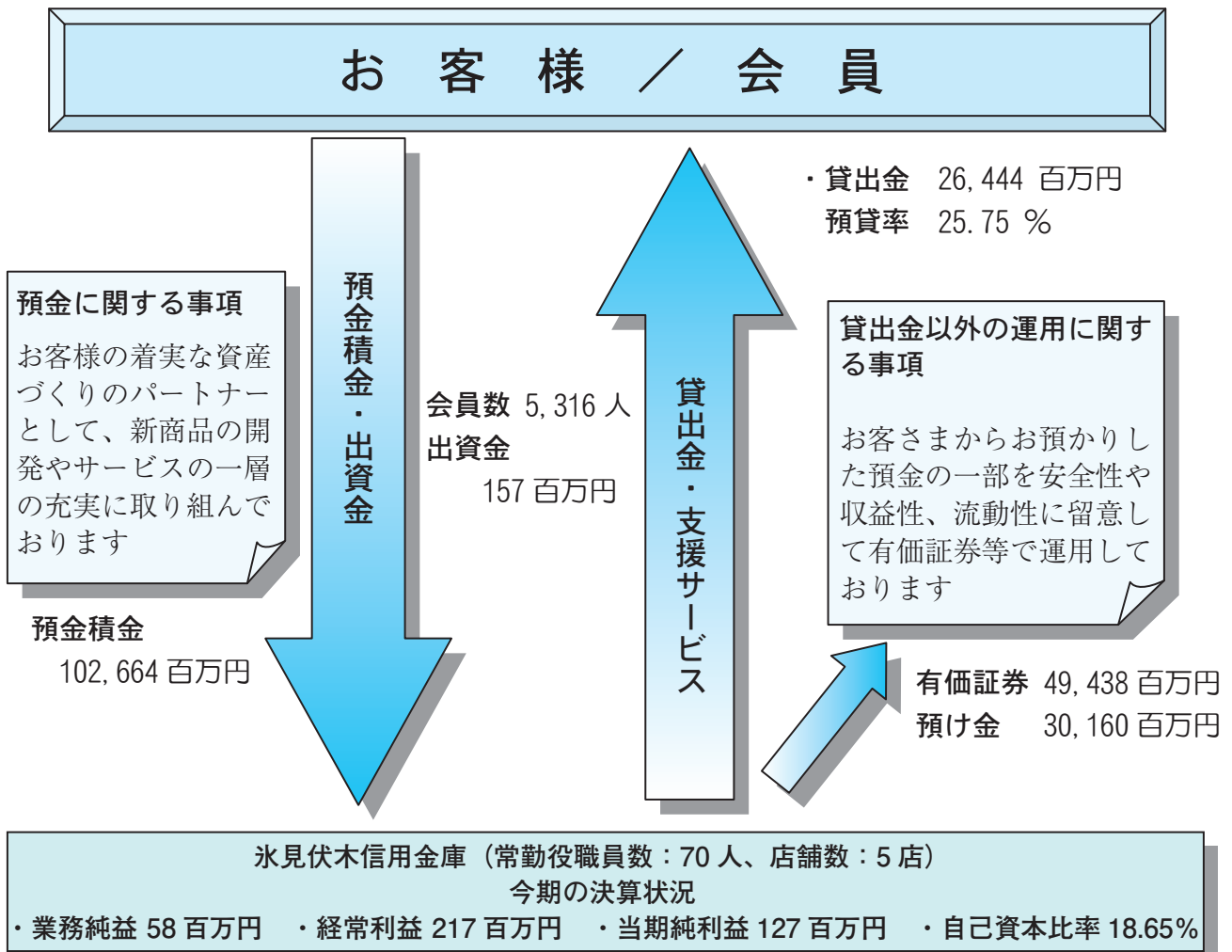
～地域のベストパートナー～

○当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、氷見・伏木地域を中心に富山県全域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）を、地元で資金を必要とするお客様に融資する等、「地域密着型金融」を推進することにより、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

※計数は2025年3月末現在



お取引先への支援等に関する事項

「地域でお預かりしたご預金は、地域の多くの皆様にご融資する」という姿勢を貫き、お客さまの立場に立った健全な資金提供を心がけております。

・個人のお客さま	7,210 百万円	・事業者のお客さま	16,294 百万円	・地方公共団体	2,939 百万円
住宅ローン	5,688 百万円	運転資金	9,988 百万円		
個人ローン	1,175 百万円	設備資金	6,305 百万円		
カードローン	289 百万円				
その他	134 百万円				

環境保全推進への応援

- 環境配慮のエコ商品としてエコカーローン・エコ住宅ローンを取扱っております。
- 環境保全のため、通帳レス・ペーパーレスを推進しております。
- SDGsの取り組みとして、WEB完結型ローンの取扱い、LED照明を導入しております。



地域とのつながり（文化的・社会的貢献活動）

当金庫は、つねに地域のみなさまとの“ふれあい”を大切にしております

友の会

各店には、地域のみなさまとの「友の会」があり、いろいろなイベント、旅行を通じてお客様同士、お客様と金庫との親睦を深めております。

年金友の会

各店には、年金受給者の方の親睦会「年金友の会」があり、旅行、芸能鑑賞など活発な活動が行われております。

□ 棚田保全への取り組み

- ・ 「日本棚田百選」に選出されている長坂地区の棚田オーナー事業（田植え・稲刈り）に参加しました。刈り取った「棚田米」は、ひとり親世帯の子どもへの支援のため、社会福祉協議会に贈呈しました。



□ 環境美化・保全への取り組み

- ・ 8月29日の創立記念日にあわせ毎年実施している「ふれあい清掃活動」を新本店（氷見市中央町）周辺地域で行いました。約70名が参加しトラック1台分のゴミを収集しました。



- ・ 鞍川倶楽部（地元の経営者などをつくる団体）の植樹会に参加し、モミジの苗木を植樹しました。



□ J R 氷見線存続に向けた支援活動について

- ・ 市民のマイレール意識の高揚や利用客増加等を目的に行われた JR 氷見線の清掃活動に参加しました。



□ 地域活性化への取り組み

- 「氷見市SDGs 未来都市スタートアップフェスタ」において、「ひみSDGs 推進パートナー」として当金庫のSDGs 活動報告を行いました。



□ 地域文化交流への取り組み

- 信用金庫ネットワークで地域を応援するため、北陸応援マルシェ（東京羽田）では「氷見の特産市」を出展し、富山石川フェア（東京上野）では「能登半島地震復興支援イベント」を開催したほか、「きたのはしマルシェ」などの地域イベントにも参加しました。



- 地方創生連携協定を結ぶ島田掛川信用金庫（静岡）を通じ、「島田鬻まつり」（静岡）に職員が参加しました。当日は、揃いの浴衣に島田鬻を結びあげた鬻娘たちが手踊りをしながら島田市内を巡りました。



□ 氷見市「ぶり奨学プログラム」の取り組み支援について

- 「ぶり奨学プログラム」とは、氷見市で育った子どもたちが更なる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援する取り組みです。当金庫は「ぶり奨学ローン」、「ぶり奨学定期預金」の販売を通じて支援しており、2017年度からの寄付総額は200万円になります。



2025年1月31日 氷見市長へ寄付目録(30万円)を贈呈



□ 「令和6年能登半島地震」に係る義援金の寄贈について

- 震災からの復興支援のため「震災復興応援定期預金」の販売を通じ、「氷見市災害義援金」として70万円を寄贈しました。



2024年8月23日 氷見市長へ寄付目録(40万円)を贈呈
2025年1月31日 氷見市長へ寄付目録(30万円)を贈呈



□ 地域の防災への取り組み

- 津波発生時に当金庫本店を一時避難施設として使用するため、氷見市および中央地区自主防災会と「一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しました。



氷見伏木信用金庫の 2024年度 SDGs活動報告

当金庫役職員全員が共通の認識を持って課題に取り組み、解決に向けた具体的な活動をすることにより、当金庫だけでなく、総代の皆さま、お取引先先の皆さま、さらには地域におけるステークホルダーの皆さまにもSDGsを広げ、地域全体で持続可能な社会の実現に向け活動を行っています。

地域創生に向けた取組



「天平夢の里 長坂」棚田オーナー事業の田植え・稲刈りに参加しました。刈り取った「棚田米」は、社会福祉協議会に贈呈しました。

「島田鬚まつり」(静岡)に地方創生連携協定を結ぶ当金庫と島田掛川信用金庫からそれぞれ職員が参加しました。



ひみSDGs推進パートナーとして「氷見市SDGs未来都市スタートアップフェスタ」に出展しました。



JR氷見線応援委員会に参画し、電車と駅構内の清掃活動に参加しました。

金融仲介機能の強化



産業と技術革新の基盤をつくろう

2024年度の補助金採択実績116件。経営力向上計画や先端設備導入計画等の作成支援も行いました。



働きがいも経済成長も

事業承継を円滑に進めるため、中小機構と連携し7件の個別相談を行いました。

人材育成



質の高い教育をみんなに

地元の高校へ講師を派遣し、「金融業のビジネス」について講義を行いました。



働きがいも経済成長も

富山ドリームスで活躍する選手のキャリアをサポートしています。



顧客保護

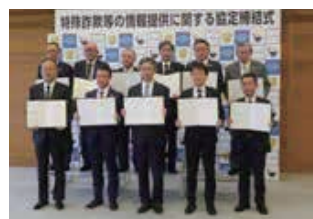


平和と公正をすべての人に



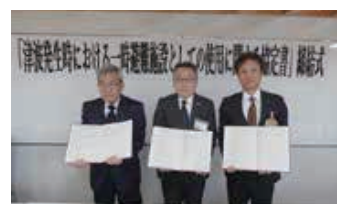
警察より講師を招き、「特殊詐欺研修会」を開催しました。

被害の未然防止、被害の拡大防止のため、県警察と「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結しました。



住み続けられるまちづくりを

津波発生時に当金庫を一時避難施設として使用するため、氷見市と協定を締結しました。



コスト管理



つくる責任 つかう責任



陸の豊かさも守ろう

ATMコーナーへの現金封筒の設置を終了しました。

通帳アプリを推進し、通帳レス97口座獲得。3月末現在通帳レス口座は944口座となりました。

タブレットを窓口を設置し伝票レスでの受付を実現しました。



地域全体で、持続可能な社会の実現に向け活動を行ってまいります。

新本店のご紹介

この街と地域の皆さまとともに・・・

“地域の力と連携する未来の拠点”の 誕生です。



新本店
2025年3月3日オープン！



新店舗は、国道415号線沿いに位置し1月23日に完成しました。駐車台数30台を確保し前面道路から裏側まで通り抜けが可能です。EVスタンドやフリーWi-fi環境などお客さまの利便性に配慮した環境にも優しい店舗として、地域と一体となり一緒にまちづくりを行います。新しい店舗を活用した連携や交流によって新しいビジネスやプロジェクトが生まれ、地域全体の持続的な成長と発展が促進されることを目指してまいります。



作：尾長 保「白日夢」

オープニングセレモニー

内見会



オープン感謝デー



7. 総代会に関する事項

(1) 総代会の仕組み

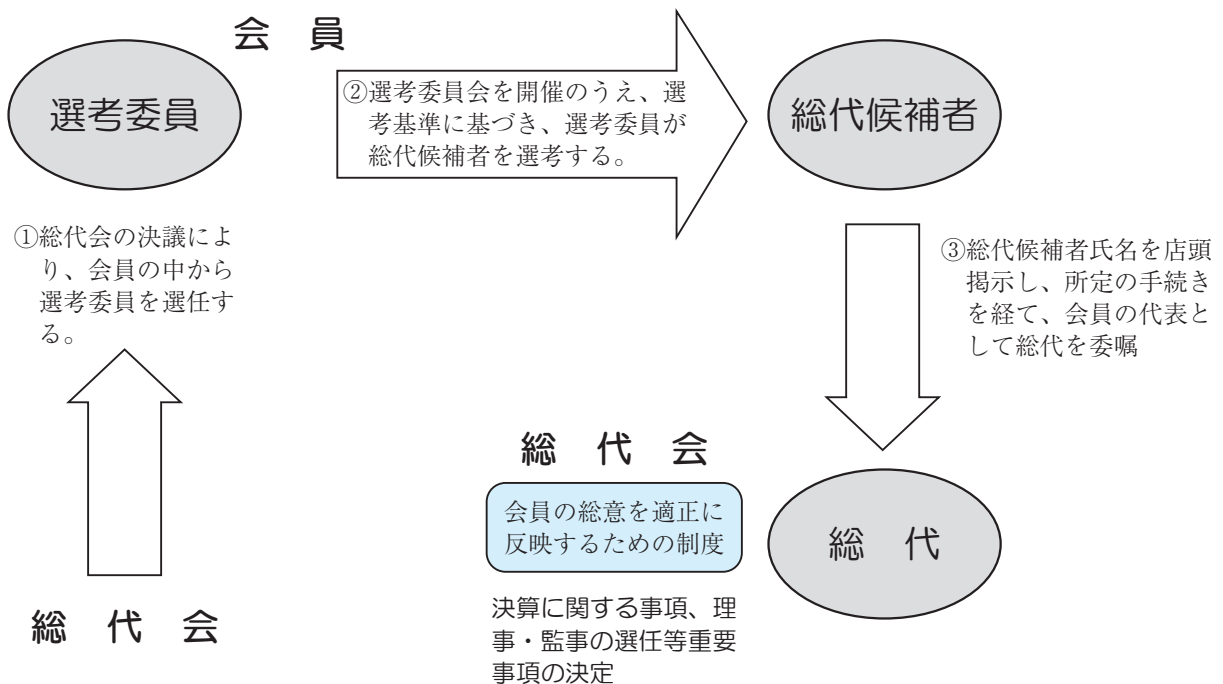
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



(2) 総代候補者選考基準

資格要件

- ・当金庫の会員であること

適格要件

- ①総代として相応しい見識を有している方
- ②金庫の理念をよく理解し、金庫との取引関係も良好である方
- ③地域の情報に通じ、金庫の業務運営に協力をしていただける方
- ④その他総代選考委員が適格と認めた方

(3) 総代とその選考基準

①総代の任期・定年・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定年は80歳です。
- ・総代の定数は、50人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、2025年6月30日現在の総代数は66人で、会員数は5,318人です。
- ・総代の選任区域及び定数

地 区	選 任 区 域	総 代 定 数
第1区	氷見地区	45人
第2区	高岡・射水地区	30人
	合 計	75人

②総代の選任方法

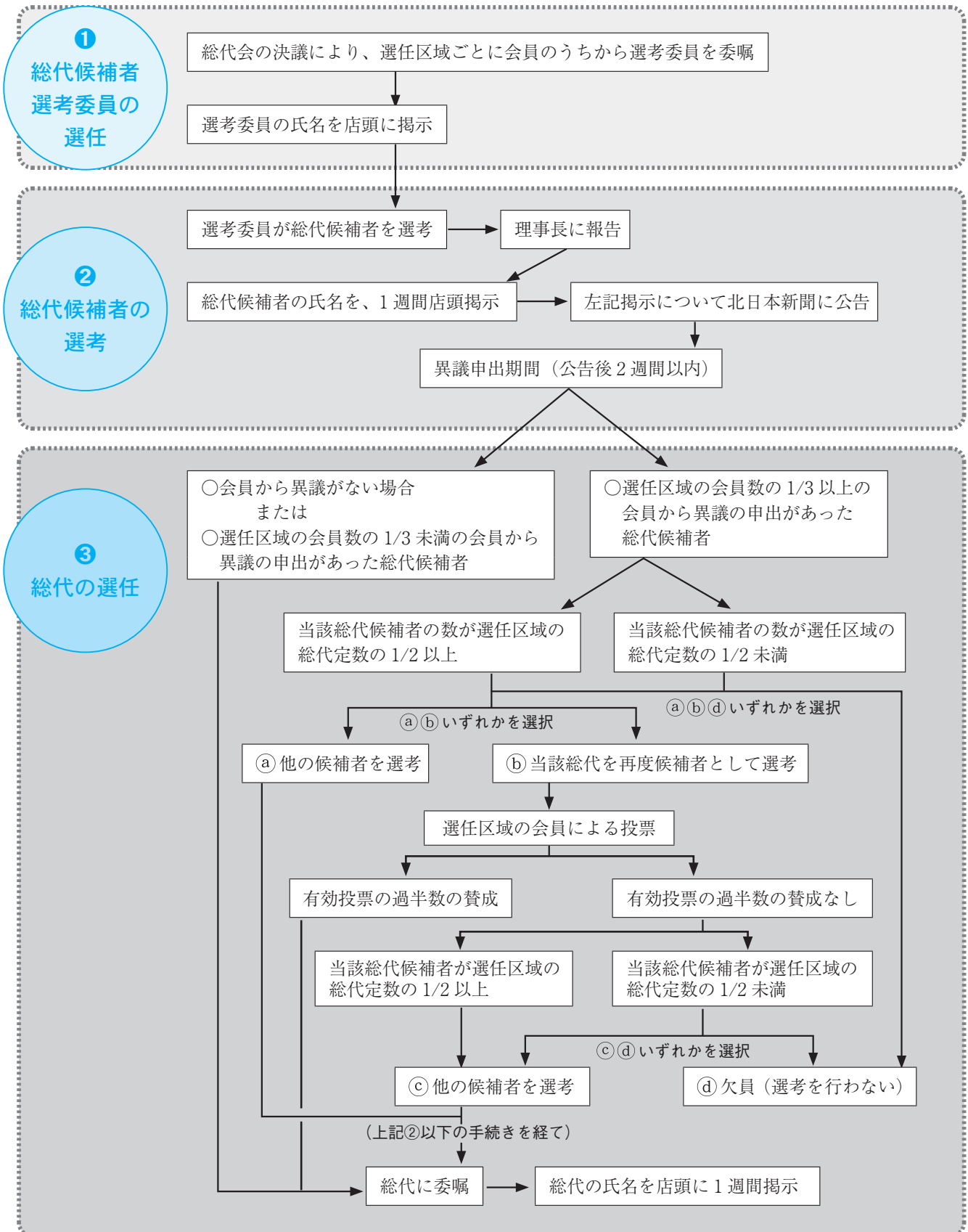
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代の選任手続き〉

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を2区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



(4) 第82期 通常総代会の決議事項

第82期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

1. 報告事項

- ・第82期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- ・会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件

(5) 総代の氏名等

(五十音順敬称略)

氷見地区 37人				高岡・射水地区 29人					
石田 修一	②	澤武 亮	②	前 康彦	①	井 宣栄	①	高有 健二	③
一宮 陸雄	②	三ノ宮芳和	⑦	松木 俊一	④	飯田 和正	⑥	竹本 毅	②
浦 謹一	⑧	正保 向一	⑫	松木 延夫	③	一川 卓巳	②	田子 健一	⑦
江幡 征一	①	正保 久男	⑥	三国 博之	①	上野 弘喜	①	寺井 清司	④
岡部 信一	⑤	大丸 達也	⑧	山田源之助	⑫	大谷 充	④	戸澤 秀行	③
尾畑 昭雄	②	高木 俊幸	⑦	山田 真功	⑤	大谷内昌宏	②	鳥本 龍弥	⑥
角 治	⑥	高澤 龍一	①	山端 伸夫	⑥	奥 久光	⑤	中山 貴弘	①
金田 良憲	⑭	竹本 前証	⑥			尾山 了	⑧	早木 一高	⑧
九澤 将元	⑨	田中 幹夫	⑦			北村 吉秀	①	二口 輝夫	⑦
久保 俊介	①	東海 成嘉	①			桑本 吉将	⑩	放生 守	①
久保 貴司	①	中田 専秀	③			小泉 哲二	⑤	牧 亨	⑩
久保 昌也	⑥	中村 豊	②			小泉 英幸	③	山 鉄也	③
黒谷 豊明	⑧	梨木 豊明	⑦			近藤 宗徳	⑥	山田 久三	⑬
小坪 健	⑫	林 達也	⑤			笹島 康一	①	吉澤 清次	⑨
坂尻 英之	②	干場 清光	③			島 克秀	②		

(注) 1. 氏名の掲載については、個人情報保護法に基づく同意を得ております。

2. 丸数字は総代への就任回数です。なお、就任回数は氷見信用金庫と伏木信用金庫合併時を第1期としております。

(6) 総代の属性等別構成比

職業別 法人代表者 77.27%、個人事業主 22.73%

年代別 70代以上 36.36%、60代 27.27%、50代 27.27%、40代 9.09%

業種別 農業、林業 1.52%、建設業 28.79%、製造業 19.70%

運輸業、郵便業 9.09%、卸売業、小売業 22.73%、不動産業、物品賃貸業 1.52%

宿泊業、飲食サービス業 3.03%、生活関連サービス業、娯楽業 1.52%

医療、福祉 1.52%、サービス業 10.61%

(注) 1. 業種別の構成比は法人代表者及び個人事業主に限ります。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■手数料一覧

(単位:円)

●為替手数料 (/ 通)							
種 別		区分 / 単位	同一店内	当金庫 本支店宛	他行宛	備 考	
振 込 関 係	電信扱い (総合振込を含む)	3万円以上	220	220	770		
		3万円未満	110	110	550		
	ATM	キャッシュ カード扱い	3万円以上	0	0	660	
			3万円未満	0	0	440	
		現金扱い	3万円以上	220	220	770	
			3万円未満	110	110	440	
	個人インターネットバンキング	3万円以上	0	0	330		
		3万円未満	0	0	220		
	法人インターネットバンキング、 ファームバンキング、ホーム バンキング、定額自動送金	3万円以上	0	0	440	給与振込は無料です。 期限(2営業日前の14:00以降) を超えた場合は、左記の手数料 をお支払い頂きます。	
		3万円未満	0	0	330		
給与振込(振込依頼書扱い)	-	0	0	110	法人IBによる他行宛給与振込 は無料です。		
旅行クーポン取立	宿泊クーポン券	0	110	880			
代金取立	電子交換所	小切手	富山県内	0			
			富山県外	660			
		手形	当金庫宛	0			
	他行宛		660				
個別取立(※)			1,100		※電子交換所に加盟しない金融 機関への取立の場合等、郵送で取 立を行うものが対象となります。		
配当金取立	公社債 その他	額面1万円未満	33				
		額面1万円以上	440				
	その他配当金 (取立を要するもの)	至急扱い	1,100				
		通常扱い	880				
その他の為替手数料	不渡手形返却料		880				
	取立手形組戻料		880				
	送金・振込の組戻料		880				
●ATM取引手数料(当金庫のキャッシュカード・ローンカードによるATM取引)							
当金庫のATMでは、曜日・時間を問わず、お引出し・お預入れの手数料は全て無料です。当金庫以外のATMをご利用されてのお引出し・お預入れの際には、一旦、利用手数料が必要になる場合がありますが、その際は、お支払いされた手数料を月5回まで即時にお客様の口座へキャッシュバックいたします。							
●両替手数料							
窓口扱いでの枚数* ₁ (紙幣・硬貨とも)	51～300枚	330		罹災等における汚損、記念 貨幣の交換は無料です。			
	301～500枚	440					
	501枚以上	550 +総枚数500枚を超える毎に550円加算					
両替機扱いでの枚数* ₂ (紙幣・硬貨とも)	カード発行	申込料(申込時)	3,300		専用カードを発行。利用都 度の手数料は無料です。		
		月額基本料(申込翌月)	3,300				
*1:枚数単位は「両替前の紙幣・硬貨の合計枚数」と「両替後の紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれが多いほうとします。							
*2:両替機は両替機専用カードをお持ちの方のみご利用いただけます。							
●硬貨取扱手数料							
受払枚数(法人・個人)* ₁ (入金・出金、定期性預金も 含む)	51～300枚	330					
	301～500枚	440					
	501枚以上	550 +総枚数500枚を超える毎に550円加算					
*1:1回に複数の小切手・伝票の取扱は、これを合算した枚数での手数料とします。							
●現金お届け手数料							
	1件につき	1,100		※両替、硬貨取扱手数料が、別途 かかる場合がございます。			
●発行・再発行手数料 (/ 枚)							
発 行	預金勘定入金帳		2,200				
	普通・貯蓄キャッシュカード(既存口座)		無料				
	カードローン・事業者カードローンカード		無料				
再発行	普通・貯蓄・カードローン・事業者カードローンカード		1,100				
	通帳・証書		1,100				

2025/6/30 現在

(単位：円)

●口座振替手数料（/件）				
引落依頼			55	
●当座関連				
署名鑑登録・変更			5,500	
●手形・小切手用紙代				
約束手形（/冊：25枚綴）			1,100	
為替手形（/冊：25枚綴）			1,100	
当座小切手（/冊：50枚綴）			1,320	
自己宛小切手（/枚）			550	
●融資関連				
手形貸付用紙（/枚）			110	
融資（可能）証明書（/通）			11,000	
固定金利特約期間中以外の証書貸付にかかる全額・一部繰上償還（/口座）	全額繰上償還		11,000	
	一部繰上償還		5,500	
固定金利特約期間中の証書貸付にかかる手数料（/口座）			ご融資残高が100万円未満の場合は無料です。	
全額繰上償還				33,000
一部繰上償還				22,000
固定金利特約期間中の再設定				
金利特約期間：10年				3,300
金利特約期間：5年				5,500
金利特約期間：2・3年			11,000	
証書貸付の条件変更（/口座）－ 期限延長・短縮など （住宅ローンにかかる期限延長、ご返済金の軽減は除きます。）			11,000	
不動産担保取扱手数料				
不動産担保設定			33,000	
不動産担保変更取扱 （極度額変更・追加設定・一部抹消・順位変更・譲渡・譲受）			16,500	
動産・集合動産担保（契約・更新手数料）			33,000	
支払承諾保証（保証書発行）			2,200	
●証明書発行手数料（/通）				
残高証明書（預金・融資）			330	
支払利息証明			330	
償還金証明			330	
住宅ローン年末残高証明書再発行			330	
個人情報開示	店頭受取		550	
	郵送受取		880	
取引履歴明細			220	
			単位1頁（上限2,200円）	
●その他				
法人インターネットバンキング契約月額基本料（/顧客）			1,100	
個人インターネットバンキング契約月額基本料（/顧客）			無料	
ホームバンキング資金移動月額基本料（/口座）			1,100	
ANSER通知サービス月額基本料（/顧客）			550	
しんきん自動集金サービス	月額基本料		2,200	
	振替手数料 単価	信用金庫の振替口座	110	
		信用金庫以外の振替口座	165	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス（/回）			55	
夜間金庫月額使用料（/顧客）			1,100	
口座管理手数料（年額）	個人向け国債（/枚）		1,320	
株式払込手数料	払込額5千万未満	払込総額×千分の2.5×1.10	当面の間無料 円未満は切り捨てとなります。	
	払込額1億未満	払込総額×千分の2.0×1.10		
	払込額1億以上	払込総額×千分の1.5×1.10		

2025/6/30 現在

■でんさいネット手数料一覧表

1. 月額基本手数料（円）

お取引種類	法人インターネット利用	でんさいのみ利用
受取・分割のみ （債権者利用限定特約）	無料	1,100
受取・分割・発生記録 （債務者として利用）	無料	2,200

2. お取引一件あたりの手数料（円）

お取引種類	インターネット利用		窓口で書面による利用	
	当金庫宛	他行宛	当金庫宛	他行宛
発生記録	330	660	1,100	1,100
譲渡記録	165	330	1,100	1,100
分割（譲渡）記録	330	550	1,100	1,100
通常開示	0	0	－	－
特例開示	－	－	3,300	3,300
残高の開示	－	－	4,400	4,400
単独保証記録	330	330	1,100	1,100
変更記録	330	330	2,200	2,200
支払等記録	330	330	1,100	1,100
訂正・回復	330	330	2,200	2,200

3. 証明書発行手数料（円）

お取引種類	定例発行	都度発行
残高証明書発行手数料	1,650	3,630

2025/6/30 現在

■預金のご案内

種 類	商 品 内 容	期 間	預入金額
総 合 口 座	普通預金・定期預金・自動融資を一冊の通帳にセットした便利な口座。 万一普通預金の残高が不足しましても、定期預金（担保）の90%（最高200万円）まで自動的にご融資が受けられます。公共料金等の自動支払にも便利です。	出し入れ自由 定期預金 自動継続扱い	1円以上
普 通 預 金	お財布、家計簿代りに便利です。キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関で出し入れできます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 普 通 預 金	無利息、要求払、決済用を満たす普通預金です。預金保険により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金	事業に欠かせない預金です。代金の決済に手形・小切手をご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	普通預金感覚で、しかもお利息が有利です。Ⅰ、Ⅱ型とも大口定期預金を基準に有利なお利息がつかます。預入は個人の方に限ります。	入金 は 自由 出金 は10万円型は無料 30万円型は1ヵ月5回まで無料	1円以上 預入最低金額が Ⅰ型は30万円以上 Ⅱ型は10万円以上
通 知 預 金	1週間以上ご予約のないまとまった資金の短期運用にご利用下さい。	7日以上据置	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的な準備預金としてご利用下さい。お利息に税金はかかりません。	入金 は 自由 出金 は納税目的に限る	1円以上
期 日 指 定 定 期 預 金	1年複利の高利回り預金です。1年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	1年以上最長3年	1千円以上 300万円未満
ス ー パー 定 期 預 金	お預入期間もバリエーション豊かで、今や定期預金の主流です。個人の方には3年超の半年複利で高利回りとなります。	1ヵ月以上5年以内	1千円以上 1千万円未満
会 員 定 期 預 金 「ゆかり(縁)」	当金庫の個人会員の方を対象に金利を優遇する定期預金です。	1年	100万円以内
大 口 定 期 預 金	まとまったお金を最も有利に運用頂ける預金です。利率は市場情勢に応じて決定されます。	1ヵ月以上5年以内	1千万円以上
懸賞・寄付金付震災復興応援定期預金	定期預金に懸賞金抽せん権を付与し抽せんにより当選金をお利息と共に受け取ることでできる定期預金です。	1年	10万円以上 1千万円未満
年 金 定 期 預 金	当金庫で公的年金をお受取りの方を対象に金利を優遇する定期預金です。	1年	10万円以上 200万円以内
ぶり奨学定期預金	地元活性化のために策定された氷見市の「ぶり奨学プログラム」の支援を目的とした定期預金です。	1年	10万円以上 2,000万円以内
ス ー パー 定 期 積 金	目標を定めて、毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。	6ヵ月以上5年以内	1千円以上
会 員 定 期 積 金 「むすび(結)」	当金庫の個人会員の方を対象に金利を優遇する定期積金です。	3年・4年・5年	毎月1万円以上 10万円まで
一 般 財 形 貯 蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預入れいただく預金です。	3年以上	100円以上
財 形 年 金 貯 蓄	勤労者が退職後の豊かな生活をお送りいただくための財産づくりに最適で、財形住宅貯蓄と合算して550万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間5年以上 据置期間6ヶ月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内	100円以上
財 形 住 宅 貯 蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金をお積み立てしていただく預金です。財形年金貯蓄と合算して550万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間5年以上	100円以上

■融資のご案内

対象	種 類	使 途	融資限度	期 間
個人	住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築または住宅を建築する予定の土地の購入資金	10,000万円以内	40年以内 (しんきん保証基金) 35年以内(全国保証)
	無担保住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築資金	1,500万円以内	20年以内 無担保
	リフォームローン	家屋の修繕や住宅設備の工事にかかる資金	1,000万円以内	15年以内 無担保
	マイカーローン	お車の購入、車検、修理、免許証の取得に必要な資金	1,000万円以内	15年以内
	カードローン 「きゃつする」	使い道自由	50万円～300万円 ※10万円単位	3年毎に自動更新
	しんきんカードローン	使い道自由	30万円・50万円・100万円・300万円の4コース	3年毎に自動更新
	教育カードローン	入学金等の学費および学生生活を維持するために必要なすべての資金	200万円以下(オリエントコーポレーション) 500万円以内(しんきん保証基金) ※在学期間中カードローン方式・卒業後証書貸付	卒業予定月まで元金据置5年以内 ※医学部・薬学部等の6年制大学等の場合は7年以内 卒業後返済期間10年以内
	教育ローン	教育に関する費用、入学金、授業料、学校施設費、下宿代等	1,000万円以内	16年以内
	ぶり奨学ローン	お申込人のご子息、孫または扶養する親族のための奨学資金	300万円以内 ※在学期間中、当座貸越方式・卒業後証書貸付	当貸5年 証書貸付10年以内
	シニアライフローン	家屋の修繕、自動車購入、旅行費用等	100万円以内	10年以内 ※隔月返済できます。
	フリーローン	自由	500万円以内 (しんきん保証基金)	10年以内
	フリーローン「モア」	自由(但し事業資金は除きます)	500万円以内	10年以内
	フリーローン「タイムリー500」	自由(事業性資金・旧債務返済資金を含みます)	500万円以内	10年以内 ※隔月返済できます。
	再チャレンジ資金「スイッチローン」	債務整理資金、被害者救済資金、訴訟資金	500万円以内	10年以内
	職域サポートローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ※消費性資金のみ	500万円以内	3ヶ月以上10年以内
災害復旧ローン	被災からの生活再建にかかる資金	1,000万円以内	3ヶ月以上15年以内	
事業者	事業者カードローン	信用保証協会の保証により当座貸越カードでご融資	100万円以上 500万円以内	1年間もしくは2年間(更新可能)
	割引手形	一般商業手形の割引		
	手形貸付	仕入資金など短期運転資金		
	証書貸付	設備資金など長期の資金		
	当座貸越	約定金額までの当座決済資金		
	当座貸越「ビジネスセレクト5000」	約定金額までの当座決済資金	法人の場合5,000万円以内 個人の場合3,000万円以内	
	公的制度融資	各地方自治体の制度による		
	代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、各種機関の代理業務貸付		
	スモールローン「サポート」	運転資金・設備資金等 ※個人事業主対象	300万円以内	5年以内
	しんきんコミュニティ	運転資金・設備資金等	500万円以内	5年以内
災害復旧事業者ローン	災害復旧に伴う運転資金・設備資金			

■サービスのご案内

キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫・銀行・信用組合・農協・労働金庫等の金融機関および、コンビニエンスストアのA T Mコーナーでお取引いただけます。 ※当金庫以外のA T Mコーナーでお支払いになるご利用手数料は、月5回まで即時ご利用口座へキャッシュバックいたします。
しんきんA T Mゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、しんきんゼロネット加入の全国の信用金庫で、平日・土曜日（一部）はA T Mのご利用手数料がかかりません。
A T M振込	振込依頼書の記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。振込カードの発行もできますので、2回目以降はカードを入れるだけで簡単にお振込できます。
デビットカード	全国のデビットカード取扱加盟店で、キャッシュカードを利用してその場でお支払いが出来ます。
自動支払サービス	電話・電気・水道・ガス・N H K等の公共料金をはじめ、税金・各種保険料等が、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取サービス	年金・給与・配当金等が、受取日に自動的にご指定の預金口座に入金されます。
振込・取立	全国の金融機関をオンラインで結び、迅速で確実なご送金やお振込、手形・小切手の代金取立もお取扱いをいたします。
でんさい・でんさいライト	手形・振込に代わる新たな決済手段としてご利用いただけます。
インターネットバンキング	お手持ちのパソコンやスマートフォンにて、会社や自宅にしながら、お振込や口座の残高照会ができます。事務作業の省力化、振込手数料の節約が図られます。
しんきん通帳アプリ	スマートフォン専用アプリ「しんきん通帳アプリ」でいつでもどこでも入出金明細や残高を確認できます。
即時口座振替サービス	当金庫の口座からスマホ決済サービスへのチャージ(入金)や、オンライン決済サービスの支払いができるサービスです。
クレジットカード	V I S A・J C Bカードをお取扱いしております。国内あるいは国外でのショッピングやお食事等にご利用いただけます。代金は後日、ご指定口座より自動引き落としされます。
B a n k P a y・ことら送金	お買いものがより便利になる「B a n k P a y」と、個人間の少額送金をお得に簡単にできる「ことら送金」サービスです。
自動集金サービス	会費や利用料などの代金をお取引先指定の全国の金融機関指定口座から自動引落とし、お客さまの取引口座にご入金いたします。現金による集金業務が大きく合理化できます。

氷見伏木しんきんのあゆみ

◎昭和

4年 8月29日	産業組合法に基づく有限責任氷見町信用組合設立
4年 8月29日	組合長 本川藤三郎 就任
19年 1月22日	市街地信用組合法による有限責任氷見町信用利用組合に改組
20年 4月 1日	組合長 湊嘉平次 就任
23年 6月14日	消費生活協同組合法による保証責任、伏木信用組合設立許可
25年 4月 1日	中小企業等協同組合法に基づき、氷見信用組合、伏木信用組合にそれぞれ改組
26年 6月15日	信用金庫法制定
26年12月15日	信用金庫法に基づく伏木信用金庫事業免許
27年 4月25日	同法により氷見信用金庫事業免許
27年 4月28日	吉久支店（高岡市吉久）開設
27年12月 1日	北部支店（氷見市北大町）開設
28年 6月 5日	伏木信用金庫、本店を高岡市伏木湊町に移転
28年11月17日	若宮支店（高岡市伏木若宮町）開設
30年 9月13日	氷見信用金庫、本店（鉄筋1階建）新築
32年 5月25日	理事長 本川藤成 就任
35年 4月17日	氷見信用金庫、本店2階増築竣工
42年 7月10日	南部支店（氷見市伊勢大町）開設
47年 9月14日	伏木信用金庫、本店（高岡市伏木錦町）新築移転、現伏木支店
47年12月10日	北部支店（氷見市北大町）新築
49年11月11日	南部支店（氷見市伊勢大町）新築
51年 6月11日	理事長 湊 晨 就任
51年10月28日	氷見・伏木両信金共に、信金大阪共同事務センターに加入。普通預金オンライン開始。逐次全科目移行
53年 4月24日	旭ヶ丘支店（高岡市江尻）開設
55年 3月17日	西条支店（氷見市柳田）開設
56年12月 1日	氷見信用金庫と伏木信用金庫が合併し、氷見伏木信用金庫発足、営業地区、氷見市、高岡市および新湊市
57年 2月15日	全店、全科目オンライン稼働
57年 3月31日	若宮支店配置転換のため 閉店
57年12月28日	預金量300億円を達成

59年 6月11日	国債窓販業務の取扱開始
60年11月 5日	西部支店（氷見市鞍川）開設
60年12月23日	日本銀行と当座取引開始
61年12月23日	本店、日本銀行歳入代理店となる
62年 6月11日	営業地区を拡張、射水郡が加わる
62年 7月 1日	伏木支店、日本銀行歳入代理店となる
63年 5月 6日	第3次オンライン稼働
63年12月15日	預金量400億円達成

◎平成

元年 1月21日	事務管理室、南部支店2階に移転、業務開始
元年 8月24日	新本部落成。創立60周年記念式典 挙行
2年 7月	都銀、地銀とキャッシュサービス提携 開始
2年 8月28日	両替（外国通貨）業務取扱の認可を受ける。業務取扱開始10月1日 本店
3年 2月	第2地銀、信組、労金、農協とキャッシュサービス提携開始
3年10月 1日	高岡手形交換所、広域交換参加加盟
3年12月16日	預金量500億円達成
5年 6月21日	定期性預金金利完全自由化
6年10月17日	流動性預金金利自由化（当座預金を除く）
7年 5月10日	理事長 本川藤由 就任
7年 6月26日	懸賞金付定期預金“ふくらぎ”（福来）発売
7年11月17日	西条支店、店舗増築
9年 2月 7日	理事長 酒井治七郎 就任
9年 5月19日	信託銀行とCD・ATMオンライン提携開始
9年12月26日	預金量600億円達成
11年 8月29日	創立70周年を迎える
12年12月 4日	しんきんゼロネットサービス開始
13年 1月 4日	テレホンバンキングサービス開始
13年 4月 2日	損害保険窓口販売開始
13年 7月23日	スポーツ振興くじ（toto）払戻し業務開始
13年10月 1日	郵政事業庁とキャッシュサービス提携開始
14年10月 1日	生命保険窓口販売業務取扱開始

15年 2月14日	個人向け国債募集の取扱開始		協会と「業務連携協力に関する覚書」を締結
16年 1月19日	インターネットバンキングサービス開始	30年 2月13日	吉久支店を旭ヶ丘支店に統合
16年 1月19日	マルチペイメント取扱開始	30年 6月15日	理事長 藤井 隆 就任
16年11月 2日	国民生活金融公庫との業務提携・協力開始	30年10月 1日	氷見市と「行政実務研修の実施に関する協定」を締結
17年 6月17日	理事長 大菱池 洋 就任	30年10月 1日	後見支援預金の取扱開始
17年 8月15日	預金量700億円達成	◎令和	
19年 6月15日	A T M利用手数料無料化	元年 7月 1日	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取引開始
21年 8月29日	創立80周年を迎える	元年 8月 5日	「ひみまちづくりファンド」設立
21年12月25日	「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」の制定	元年 8月29日	創立90周年を迎える
23年11月30日	株式会社日本M&Aセンター、信金キャピタル株式会社と「M&A仲介業務に関する覚書」を締結	元年11月 5日	創立90周年記念式典 挙行
25年 2月 1日	経営革新等支援機関として認定を受ける	2年 6月30日	預金量900億円達成
25年 2月20日	でんさいネット取扱開始	2年 8月25日	島田掛川信用金庫と「地方創生における包括連携に関する協定書」を締結
25年 9月25日	富山県と「観光・産業振興に関する協定」を締結	2年12月 1日	「SDGs 宣言」を公表
26年 1月31日	富山県警察と「サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定」を締結	3年 7月 1日	富山県プロフェッショナル人材戦略本部との業務連携を開始
26年 4月22日	大菱池理事長「旭日双光章」受賞	4年11月 4日	「電子交換所」での手形・小切手交換業務開始
26年12月 1日	株式会社商工組合中央金庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結	5年11月20日	富山県内5信用金庫で「共同相続センター」を設立し相続手続きのWEB受付を開始
27年 5月29日	株式会社日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結	6年 3月26日	令和6年能登半島地震において被災した高岡商工会議所伏木支所が、当金庫伏木支店2階に移転・開設
27年10月 5日	株式会社日本政策金融公庫、富山県信用保証協会と「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結	6年 6月11日	預金量1000億円達成
27年10月 8日	一般社団法人富山県機電工業会と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定に関する覚書」を締結	6年 6月14日	理事長 太田 栄幸 就任
28年 4月25日	預金量800億円達成	6年11月18日	でんさいライト取扱開始
28年 7月20日	営業地区を富山県全域へと拡張	7年 1月23日	本店竣工式 挙行
29年 2月27日	氷見市と「地方創生に係る包括連携に関する協定書」、「地方創生に係る包括連携に関する協定に基づく取組の実施に関する覚書」を締結	7年 2月28日	富山県警察と「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結
29年 4月 3日	信託業務取扱開始 相続信託「心のバトン」暦年信託「心のリボン」	7年 3月 3日	本店を移転新築（氷見市比美町から中央町） 開業
29年 9年 7日	北陸税理士会の県内4支部と「業務協力に関する連携協定書」を締結	7年 3月10日	北部支店、西部支店を本店に統合
29年10月11日	一般社団法人富山県中小企業診断	7年 3月27日	氷見市と「一時避難施設としての使用に関する協定」を締結

氷見伏木信用金庫

総務部

〒935-0011

富山県氷見市中央町1番30号

Tel 0766-74-4101

Fax 0766-74-4513